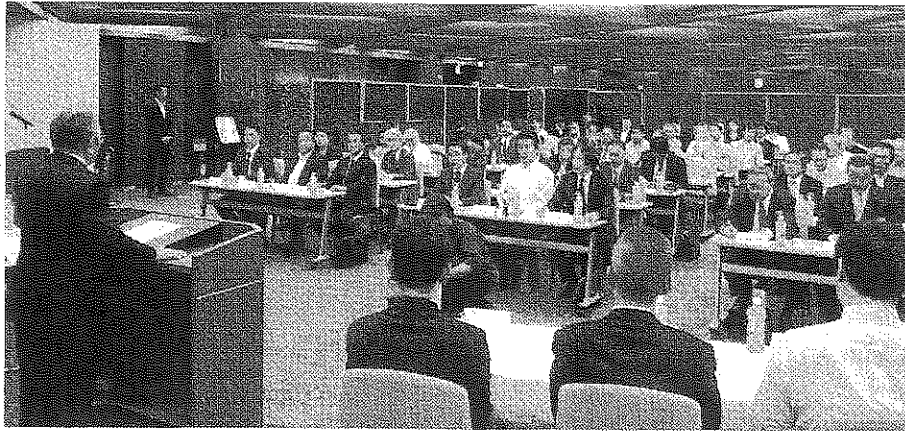


会(代)総が3団体代行転運



「通報制度」全国で展開

全運協 違反事業者排除へ

全国運代行協会(丹澤 京・茅場町の鉄鋼会館で総
忠義会長)は6月26日、東一会を開き、法令違反事業者
者(6月26日、東京・茅場町)

を国土交通省へ報告する
「通報制度」を全国的に展
開することを決めた。1
3月に試行実施したモデル
地区の茨城、和歌山、沖縄
の3県支部に加え、新たに
5県以上から募り、9月以
降に始める考え。
通報制度は国交省が示し
た利用者保護策の一つ。試
行した3県では警察や都道
府県との合同街頭指導を通
じ、随伴車の表示などを調
べた。総会で「適正化に向
け、有力な手段だ」と意義
を強調。違反事業者をいかに
行政に反映させていくかが
課題として挙げられた。
業界で取り組む「優良運
転代行業者評価制度」につ
いて、11月開始の第3期は
精度を高め、認定要件に法
令順守項目のほか、安全・
利用者サービス、従業員教
育の取り組みを加える方針
が示された。認定委員会に
同省がオブザーバー参加す
る予定。
来賓として、警察庁の横
井貴暢・交通局交通企画課
企画調査係長、国交省の小
守昌昌利・自動車局旅客課
旅客運送適正化推進室長、
東京交通新聞社の二村博三
名誉会長が出席、あいさつ
した。丹澤会長は業界情勢
に触れ、随伴車の最低保有
台数の設定など参入要件の
厳格化を訴えた。